女川原子力	発電所第2号機 工事計画審査資料
資料番号	02-変 2-他-F-08-0001 改 <mark>1</mark>
提出年月日	2023年3月 <mark>29</mark> 日

女川 2 号機 原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載の変更に 伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて

> 2023 年 3 月 東北電力株式会社

女川2号機 原子炉格納容器調気系 主配管の

要目表の記載の変更に伴う設計及び工事の計画の変更認可申請の扱いについて

1. 目的

原子炉格納容器調気系 主配管(原子炉格納容器配管貫通部(X-230)~ドライウェル出口配管分岐点) について、耐震性強化のため原子炉格納容器調気系の既設配管の一部厚肉化を実施していることが、要 目表に適切に記載されていなかったことから要目表の記載の変更を行う。

また、原子炉格納容器調気系から原子炉格納容器フィルタベント系への分岐工事において JIS 規格外のティーを採用していることが、要目表に適切に記載されていなかったことから要目表の記載の変更を行う。

2. 要目表の記載の変更の概要

(1) 既設配管の一部厚肉化

「原子炉格納容器配管貫通部(X-230)~ドライウェル出口配管分岐点」の配管のうち、既設配管の一部を耐震性強化のため厚肉化する。

変更点は以下のとおりである(添付資料1~3)。

【管】

変更前: (外径) 609.6 (mm), (厚さ) 9.5 (mm), (材料) SM41C, SM400C 変更後: (外径) 609.6 (mm), (厚さ) 31.0 (mm), (材料) SM400C (外径) 変更なし, (厚さ) 変更なし, (材料) 変更なし 【エルボ】 変更前: (外径) 609.6 (mm), (厚さ) 9.5 (mm), (材料) SM41C, SM400C 変更後: (外径) 609.6 (mm), (厚さ) (17.5) (mm), (材料) SM400C

(外径)変更なし、(厚さ)変更なし、(材料) SM400C** ※厚肉化に伴うエルボ取替により SM41C 材はなくなる

(2) JIS 規格外ティーの採用

「原子炉格納容器配管貫通部(X-230)~ドライウェル出口配管分岐点」の原子炉格納容器調気系配管から原子炉格納容器フィルタベント系への分岐点において 600A から 400A への分岐が必要であるが、JIS 規格には当該の径違いティーがないことから JIS 規格外のティーを採用する。

変更点は以下のとおりである(添付資料1~3)。

【ティー】

変更前: (外径) 609.6/609.6/406.4(mm), (厚さ) (17.5) / (17.5) / (12.7) (mm), (材料) STS410 変更後: (外径) 609.6(mm), (厚さ) (17.5) (mm), (材料) STS410

3. 要目表の記載の変更の必要性

(1) 既設配管の一部厚肉化

耐震性強化のため既設配管の一部厚肉化<mark>が要目表に適切に記載されていないため要目表の記載の</mark>変更を行う必要がある。

(2) JIS 規格外ティーの採用

原子炉格納容器調気系の 600A 配管から原子炉格納容器フィルタベント系の 400A 配管への分岐において, JIS 規格では 600A/600A/400A の径違いティーがないことから JIS 規格外ティーを採用するが, 要目表において JIS 規格ティーとして記載されていたため記載を変更する必要がある。

4. 設工認手続きについて

本<mark>手続きで</mark>は、既設配管の一部肉厚化および JIS 規格外ティーの採用<mark>に対して要目表の記載の変更</mark>を行う。

本変更は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」別表第一において、圧力低減設備その他の安全設備(原子炉格納容器調気設備に限る。)に係るものの改造に該当することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第2項基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請を行うものである。

なお、本工事の対象は原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備(原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系)並びに圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(原子炉格納容器フィルタベント系)及び圧力低減設備その他の安全設備の圧力逃がし装置(原子炉格納容器フィルタベント系)と兼用しているため、兼用設備も含めた設計及び工事の計画の変更認可申請を行う。

5. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について 設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり、技術基準規則の条文ごとに、該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料4に示す。

6. 添付すべき資料の整理

本<mark>手続きによる</mark>設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付すべき書類は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて、下欄に記載される添付書類を添付する必要がある。

ただし、別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定があるため、添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 5 に示す。

以上

添付資料 1-1:(7.3.(8)) 原子炉格納容器調気系主配管の要目表(今回変更認可申請資料)

添付資料 1-2:(3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表(今回変更認可申請資料)

添付資料 1-3:(3.5.3) 耐圧強化ベント系主配管の要目表(今回変更認可申請資料)

添付資料 1-4: (7.3(7)) 原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表(今回変更認可申請資料)

添付資料 1-5: (7.3(9)) 原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表(今回変更認可申請資料)

添付資料 2:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)

添付資料 3: 原子炉格納容器調気系の系統図

添付資料 4-1:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果 (原子炉格納容器

調気系 主配管)

- 添付資料 4-2:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(原子炉格納容器 フィルタベント系 主配管)
- 添付資料 4-3:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(耐圧強化ベント系 主配管)
- 添付資料 5-1:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における 添付の要否の検討結果 (原子炉格納容器調気系 主配管)
- 添付資料 5-2:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における 添付の要否の検討結果(原子炉格納フィルタベント系 主配管)
- 添付資料 5-3:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における 添付の要否の検討結果(耐圧強化ベント系 主配管)

添付資料 1-1:(7.3.(8))原子炉格納容器調気系主配管の要目表(今回変更認可申請資料)

			変更前			2.41				変 更 後		1.10	W.	1
	名 称	最高使用 圧 力 (kPa)	最高使用 温 度 (℃)	外 径*1 (mn)	厚 さ*2 (mn)	材料		名 称	最高使力 圧 (kPa)	用 最高使用 力 温 度 (℃)	外 径*1 (mm)	厚 さ*2 (mm)	材料	
	*17 ドライウェル出口配管分岐 点 ~ T48-F046	427 *4	171	609. 6	*5 (9.5)	*14 SM400C				変更なし				
	令和 3 年 12 月 23 日付け原	427 **	104 (18)	609. 6	*5 (9.5) *5 (9.5)	*6 SM41C			変更なし 854*9	変更な 17 200** 18	変更なし *11 変更なし	(31, 0) *11 (31, 0)	SM400C *11 SM400C	
	2112231 号にて認可された 容器調気系の要目表では変 に対して「-」となってい	原子炉格納 更後の⑲,⑳,	22	609. 6	*5 (9.5)	*14 SM41C SM400C		既設配管の一部厚肉化に。	£ 1)	(19) (22)	609.6	(31.0) 変更なし	SM400C	←—
原子炉格納	配管仕様②②を記載 原子炉格納容器配管責通部 (x-230)		23	*6 609. 6	*5 (9.5)	*6, *14 SM41C SM400C	原子炉格	SM41C のエルボがなくな 原子炉格納容器配管貫通部 (X-230)		20 23	*11 609. 6 変更	(17, 5)	SM400C *11 SM400C *6, *14 SM400C	
納容器調反系	(A-250) ~ ドライウェル出口配管分岐点	427 *4	171 21	00000000	(17. 5)	*14 SM400C	将容器關反系	(X-230) ~ ドライウェル出口配管分岐点	変更なし 854* ⁹	変更なし 200*9 ②1		一部厚肉化で 仕様を呼込む		
			24	609. 6 609. 6	(9.5) (9.5)	*20 SM400C				JIS 規格:		変更なし	して記載	
				609. 6	(9.5)				427 854*9	171 200*925	609.6	[17, 5)	STS410	1
	*21 サプレッションチェンバ出 口配管分岐点1 ~ T48-F045	427 *4	171	318. 5 318. 5 *6 318. 5	(10. 3) (10. 3) *6	*14 SM400C *22 STS410 *6, *22 STS410				変更なし				
【参	考:令和3年12月23日付 (変 更 i		等 2112231 号		た原子炉格納容	系器調気系の 427÷ 171÷	(変 , <u>19</u>	芝 更 後)	M400C₽ *11¢	青○番┼]:手続き 号:添付資		l No.	•
							(変 , <u>19</u>	更後) 609.6÷ (31.0)÷ SI *II+ *II+	M400C₽ *11← M400C₽	青○番号	_		l No.	

添付資料 1-2: (3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系

主配管の要目表(今回変更認可申請資料)

(8) 主配管 (常設)

		主那(16 (米))		変更前							変 更 後
	名	称	最高使用 圧 力 (MPa)		外 径*1 (ma)	輝 き*2 (nn)	H I	ł		名 称	最高使用 最高使用
										*3 原子炉格納容器配管頁通郎 (X-230)	 原子炉格納施設 1.1 原子炉格納容器 (4) 原子炉格納容器配管責適部及び電気配線責適部 に記載する。
										原子炉格納容器配管員 通郎(X-230) ~ ドライウェル出口配管 分岐点	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気系 ホ 主配管 に記載する。
原子炉								原子	De la	▼3 原子炉格納容器配管頁通部 (X-81)	 原子炉格納施設 1. 原子炉格納容器 (4) 原子炉格納容器配管質通部及び電気配線質通部に記載する。
原子炉格納容器フィルタベント系				-				子炉精練容器フィルタベント系	1 Ly < /	原子が格納容器配管頁 通郎(X-81) ~ トライクニル出口配管 分岐点	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気系 ホ 主配管 に記載する。
*								***		フィルタ装置 〜 フィルタ装置出口側ラブチャ	7. 原子炉絡納施設 T. 3 圧力気減改備 (9) 圧力気減改備し装置 a. 原子炉格納容器フィルタベント系 ニ 主配管 (常設) に記載する。

添付資料 1-3: (3.5.3) 耐圧強化ベント系主配管の要目表(今回変更認可申請資料)

3.5.3 耐圧強化ベント系

(8) 主配管(常設)

\Box	(0)	土的	CB (The T	爱	更前				1			3	変更後				
Г		名	称		最高使用 圧力 (kPa)		外 径*1 (mm)	厚 さ*2 (mm)	材料			名称		最高使用 圧力*3 (kPa)		外 径*1 (mn)	厚 さ*2 (mm)	材料
												原子炉格納容器配管貫通部(X-230)	+4	7. 原子炉格 7.1 原子炉 (4) 原子 に記載する。	F格納容器 子炉格納容器	己管貫通部及び	電気配線貫通部	В
											原子炉格	原子炉格納容器配管貫通部(X-230) ~ ドライウェル出口配管分岐点	*5	(8) 原子 a. 原	医減設備その他 一炉格納容器調子炉格納容器 上配管	気設備		
TI										Ti.	容器調気系	原子炉格納容器配管貫通部(X-81)	*4	7. 原子炉格 7.1 原子炉 (4) 原子 に記載する。	納施設 戶格納容器 子炉格納容器配	已管貫通部及び	*電気配線貫通部	£
耐圧強化ベント系						-				耐圧強化ペント系		原子炉格納容器配管貫通部(X-81) ~ ドライウェル出口配管分岐点	*5	(8) 原子	医減設備その他 一炉格納容器調 子炉格納容器 主配管	気設備		
											サ~	プレッションチェンバ出口配管分岐点2	*6	854	200	609. 6 457. 2 457. 2	(9, 5) (9, 5) (14, 3)	SM400C STS410
												8-F044				318. 5 318. 5 *7 318. 5	(10, 3) (10, 3) *7 (10, 3)	STS410 *7 STS410
											T4	8-F044	*6			318. 5	(10.3)	STS410
											~	常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点		854	171	*7 318. 5	*7 (10. 3)	*7 STS410

添付資料 1-4: (7.3(7)) 原子炉格納容器フィルタベント系

主配管の要目表(今回変更認可申請資料)

ル 主配管 (常設)

Г	ル 主配管 ()	ti 6X.7	変更前				Т			変 更 後
	名	称	最高使用 温 度 (°C)	外 在*1 (nn)	Pf き*² (nm)	Ħ Ħ		名		最高使用 圧 力 (MPa) (MPa)
									*3 子炉格納容器配管頁通郎 -230)	7. 原子炉格納施設 7.1 原子炉格納容器 (4) 原子炉格納容器配管質通部及び電気配線質通郎 に記載する。
								原子炉格納容器調気系	原子炉格納容器配管員 通部 (X-230) ~ ドライウェル出口配管 分岐点	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気系 ホ 主配管 に記載する。
原子炉							原子炉		*3 不炉格納容器配管質通郎 (~81)	 原子炉格納施設 1. 原子炉格納容器 (4) 原子炉格納容器配管費通部及び電気配線費通部 に記載する。
原子炉格納容器フィルタベント系			-				子炉格納容器フィルタベント系	原子炉格納容器調気系	~ ドライウェル出口配管 分岐点	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器関気設備 a. 原子炉格納容器関気系 ホ 主配管 に記載する。
赤							煮	原子炉格納容器フィルタベント系	サブレッションチェン バ出口配管分岐点3 ~ フィルタ装置 フィルタ装置 ~ フィルタ装置出口側ラ ブチャディスク ・ フィルタ装置出口側ラ ブチャディスク	7. 原子炉格納施設 7. 3 圧力低減設備その他の安全設備 (9) 圧力速がし装置 a. 原子炉格納容器フィルタベント系 二 主配管 (常設)
								,Ac	~ 排気管	

添付資料 1-5: (7.3(9)) 原子炉格納容器フィルタベント系

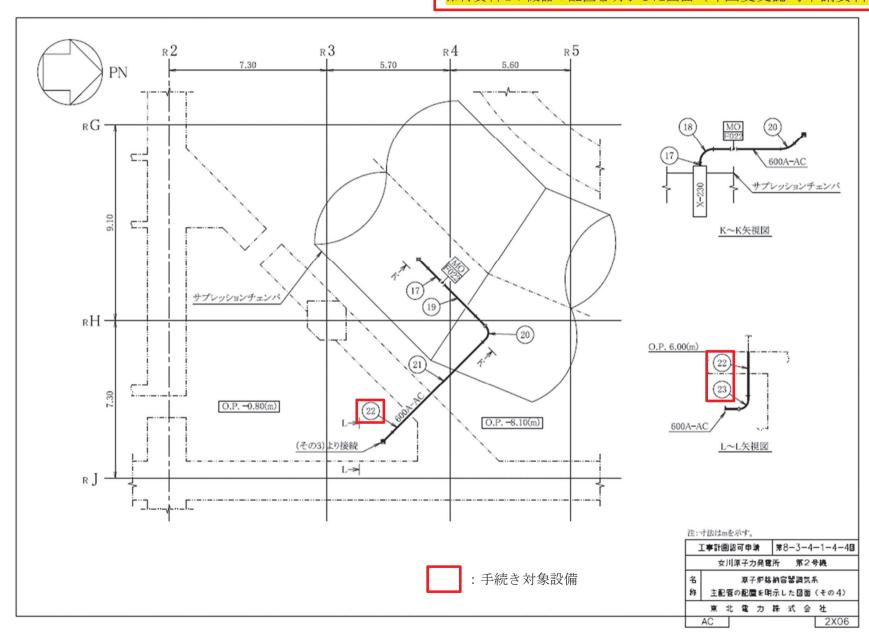
主配管の要目表(今回変更認可申請資料)

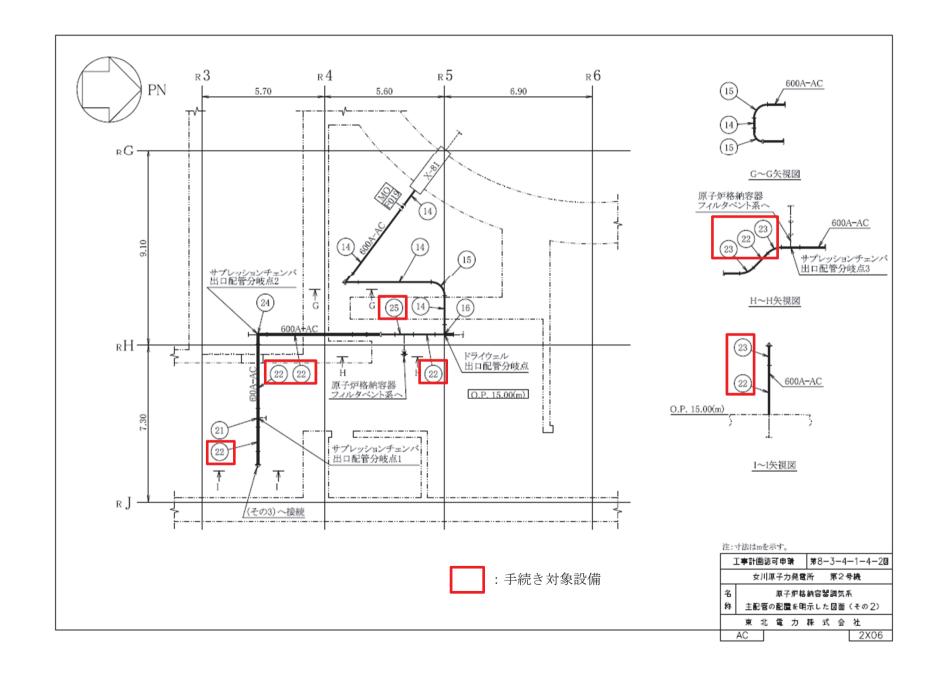
二 主配管 (常設)

		E配官(常政)		変更前								変更後			
	名	称	最高使用 圧 力 (kPa)	最高使用 温 度 (℃)	外 径*1 (mm)	厚 さ*2 (mm)	材料		名	栋	圧 力*3 (kPa)	最高使用 温度*3 (℃)	外 径*1 (mm)	厚 さ*2 (mm)	材料
										*4 炉格納容器配管貫通部 230)	7.1 原子炉	格納容器	管貫通部及び電	気配線貫通部	
									原子炉格納容器調気系	*5 原子炉格納容器配管賞 通部(X-230) ~ ドライウェル出口配管 分岐点	(8) 原子 a. 原 ホ 主 に記載する。	法減設備その他 炉格納容器調 子炉格納容器 記配管	気設備		
原子炉								原子炉	原子 (X-8	炉格納容器配管貫通部	7. 原子が格 7.1 原子が (4) 原子 に記載する。	5格納容器	2管貫通部及び電	気配線貫通部	
原子炉格納容器フィルタベント系				_				格納容器フィルタベント系	原子炉格納容器調気系	*5 原子炉格納容器配管貫 通部 (X-81) ~ ドライウェル出口配管 分岐点	(8) 原子	(減設備その他 炉格納容器調 子炉格納容器	気設備		
系								系		*6			406. 4 406. 4 *7 406. 4 406. 4	(12. 7) (12. 7) *7 (21. 4) (12. 7)	STS410 STS410 *7 SF490A
									配管	レッションチェンバ出口 分岐点3 ルタ装置 百へ続く)	854	200	406. 4 406. 4 61. 1 *8	(12. 7) (12. 7) (6. 1) *8	STS410 S25C
										70 TO 17			406. 4 406. 4 216. 3	(12.7) (12.7) (8.2)	STS410

:

添付資料 2:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)





_

	原子炉格納	容器調気系	
技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由
設計基準対象施設の地盤	0	×	原子炉格納容器調気系主配管は、設計基準対象施設であり、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものの、設置場所の変更を行うものではなく、 設計基準対象施設の地盤に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
地震による損傷の防止	0	0	原子炉格納容器調気系主配管は、耐震重要度分類Sクラスに該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであることから、基準地震動等に対してその安全性が損なわれるおそれがないことを、本工事計画により示す。
津波による損傷の防止	0	×	原子炉格納容器調気系主配管は、設計基準対象施設に該当し、防護対象設備に該当するものの、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、設置場所の変更及び津波防護施設等の変更を行うものではなく、津波による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
外部からの衝撃による損傷の防 止	0	×	原子炉格納容器調気系主配管は,設計基準対象施設に該当し,防護対象設備に該当するもの,既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり,設置場所の変更及び外部からの衝撃に対する防護措置等の変更を行うものではなく,外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。
立入りの防止	0	×	原子炉格納容器調気系主配管は、設計基準対象施設に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、設置場所の変更を行うものではなく、立入りの防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	0	×	原子炉格納容器調気系主配管は、設計基準対象施設に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、設置場所の変更を行うものではなく、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文条文とはならない。
急傾斜地の崩壊の防止	×	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから, 適用条文とはならない。
火災による損傷の防止	0	×	原子炉格納容器調気系主配管は,設計基準対象施設に該当し,防護対象設備に該当するものの,既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり,設置場所の変更及び火災防護施設等の変更を行うものではなく,火災による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。
発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	0	×	原子炉格納容器調気系主配管は、設計基準対象施設に該当し、防護対象設備に該当するものの、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーの採用であり、設置場所の変更及び溢水防護施設等の変更を行うものではなく、溢水等による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
安全避難通路等	0	×	原子炉格納容器調気系主配管は、設計基準対象施設に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、設置場所の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
安全設備	0	0	原子炉格納容器調気系主配管は、安全設備に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、既設同様に通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、その求められる機能を発揮することができる設計とすることを、本工事計画により示す。
設計基準対象施設の機能	0	0	原子炉格納容器調気系主配管は、設計基準対象施設に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、既設同様に設計基準対象施設としての機能を発揮することができる設計とすることを、本工事計画により示す。
全交流動力電源喪失対策設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから,適用条文とはならない。
材料及び構造	0	0	原子炉格納容器調気系主配管は、クラス2配管に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーの採用であることから、クラス2機器の基準を満足することを、 本工事計画により示す。
使用中の亀裂等による破壊の防止	0	×	原子炉格納容器調気系主配管は、クラス2配管に該当し、適用条文となるものの、本条文は使用中の運用要求であり、設計段階において確認する条文ではないことから、適合性確認条文とはならない。
	設計基準対象施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 立入りの防止 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 急傾斜地の崩壊の防止 火災による損傷の防止 発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止 安全避難通路等 安全設備 設計基準対象施設の機能 全交流動力電源喪失対策設備 材料及び構造	技術基準条文 適用条文 適用条文 1	適用条文 適合性確認条文 適合性確認条文 という では できます できます できます できます できます できます できます できます

		原子炉格納	容器調気系	X : 対象がい未文
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,一次冷却系統に該当しないことから,適用条文とはならない。
第20条	安全弁等	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,設計基準対象施設に該当するものの,安全弁等に該当しないことから,適用条文とならない。
第21条	耐圧試験等	0	×	原子炉格納容器調気系主配管は、クラス2配管であり、適用条文となるものの、本条文は使用前事業者検査段階での要求であり、設計段階において確認する条文ではないことから、適合性確認条文とはならない。
第22条	監視試験片	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は、設計基準対象施設に該当するものの、容器に該当しないことから、適用条文とならない。
第23条	炉心等	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は、設計基準対象施設に該当するものの、炉心等に該当しないことから、適用条文とならない。
第24条	熱遮蔽材	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,熱遮蔽材に該当しないことから,適用条文とならない。
第25条	一次冷却材	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,一次冷却材に該当しないことから,適用条文とならない。
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから,適用条文とならない。
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,原子炉冷却材圧カバウンダリに該当しないことから,適用条文とならない。
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの 隔離装置等	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないことから,適用条文とならない。
第29条	一次冷却材処理装置	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,一次冷却材処理装置に該当しないことから,適用条文とならない。
第30条	逆止め弁	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから,適用条文とはならない。
第31条	蒸気タービン	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,蒸気タービンに該当しないことから,適用条文とならない。
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,非常用炉心冷却設備に該当しないことから,適用条文とならない。
第33条	循環設備等	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,循環設備等に該当しないことから,適用条文とならない。

様に発電用原子炉施設の

		原子炉格納	容器調気系	↑ . 刈水//の未久
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第50条	地震による損傷の防止	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第51条	津波による損傷の防止	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第52条	火災による損傷の防止損傷の防 止	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とならない。
第53条	特定重大事故等対処施設	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,特定重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とならない。
第54条	重大事故等対処設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第55条	材料及び構造	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第57条	安全弁等	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第58条	耐圧試験等	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
	緊急停止失敗時に発電用原子 炉を未臨界にするための設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第60条	原子炉冷却材圧カバウンダリ高 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを 減圧するための設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第62条	原子炉冷却材圧カバウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。

		原子炉格納	容器調気系	X : XJ 歌介 N
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第67条	水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第68条	水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第70条	工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第71条	重大事故等の収束に必要となる 水の供給設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第72条	電源設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第73条	計装設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第74条	運転員が原子炉制御室にとどま るための設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第75条	監視測定設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第76条	緊急時対策所	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第78条	進用 進用	×	×	原子炉格納容器調気系主配管は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。

		原子炉格納容器	器フィルタベント系	
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由
第4条	設計基準対象施設の地盤	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第5条	地震による損傷の防止	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第6条	津波による損傷の防止	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第8条	立入りの防止	0	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,重大事故等対処施設に該当し,既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり,設置場所の変更を行うものではなく,立入りの防止に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	0	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,重大事故等対処施設に該当し,既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり,設置場所の変更を行うものではなく,発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから,適合性確認条文とはならない。
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから、適用条文とはならない。
第11条	火災による損傷の防止	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第13条	安全避難通路等	0	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、重大事故等対処施設に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、設置場所の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。
第14条	安全設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,安全設備に該当しないことから,適用条文とはならない。
第15条	設計基準対象施設の機能	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから,適用条文とはならない。
第17条	材料及び構造	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。

		原子炉格納容器	器フィルタベント系	× : xyaxytの未又	
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由	
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,一次冷却材が循環する設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第20条	安全弁等	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第21条	耐圧試験等	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第22条	監視試験片	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第23条	炉心等	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第24条	熱遮蔽材	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第25条	一次冷却材	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの 隔離装置等	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第29条	一次冷却材処理装置	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第30条	逆止め弁	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第31条	蒸気タービン	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第33条	循環設備等	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	

			×:対象外の条文		
		原子炉格納容器	器フィルタベント系		
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由	
第34条	計測装置	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第35条	安全保護装置	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第36条	反応度制御系統及び原子炉停 止系統	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第37条	制御材駆動装置	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第38条	原子炉制御室等	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第39条	廃棄物処理設備等	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第42条	生体遮蔽等	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第43条	換気設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第44条	原子炉格納施設	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第45条	保安電源設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第46条	緊急時対策所	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第47条	警報装置等	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第48条	準用	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	

		原子炉格納容器	器フィルタベント系		
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由	
第49条	重大事故等対処施設の地盤	0	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、重大事故等対処施設に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、設置場所の変更を行うものではなく、重大事故等対処施設の地盤に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。	
第50条	地震による損傷の防止	0	0	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、重大事故等対処施設に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、基準地震動等に対してその安全性が損なわれるおそれがないことを本工事計画により示す。	
第51条	津波による損傷の防止	0	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、重大事故等対処施設に該当し、防護対象設備に該当するものの、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、設置場所の変更や津波防護施設等の変更を行うものではなく、津波による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。	
第52条	火災による損傷の防止損傷の防 止	0	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、重大事故等対処施設に該当し、防護対象設備に該当するものの、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、設置場所や火災防護設備等の変更を行うものではなく、火災による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。	
第53条	特定重大事故等対処施設	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,特定重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とならない。	
第54条	重大事故等対処設備	0	0	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、重大事故等対処施設に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであることから、重大事故等 対処施設としての機能を発揮することができる設計とすることを、本工事計画により示す。	
第55条	材料及び構造	0	0	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,重大事故等クラス2機器に該当し,既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであることから,第55条に 規定する構造強度を満足することを,本工事計画により示す。	
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	0	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,重大事故等クラス2機器に該当し,適用条文となるものの,本条文は使用中の運用要求であり,設計段階において確認する条文ではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第57条	安全弁等	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,安全弁等に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第58条	耐圧試験等	0	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,重大事故等クラス2機器に該当し,適用条文となるものの,本条文は使用前事業者検査段階での要求であり,設計段階において確認する条文ではないことから,適合性確認条文とはならない。	
	緊急停止失敗時に発電用原子 炉を未臨界にするための設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないことから,適用条文とならない。	
第60条	原子炉冷却材圧カバウンダリ高 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないことから,適用条文とならない。	
第61条	原子炉冷却材圧カバウンダリを 減圧するための設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に該当しないことから,適用条文とならない。	
第62条	原子炉冷却材圧カバウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないことから,適用条文とならない。	
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備	0	0	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであることから、その求められる機能を発揮することができる設計とすることを、本工事計画により示す。	
			*		

		原子炉格納容器フィルタベント系			
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由	
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備	0	0	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当し,既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであることから,その求められる機能を発揮することができる設計とすることを,本工事計画により示す。	
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に該当しないことから,適用条文とならない。	
第67条	水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備	0	0	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当し,既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであることから,その求められる機能を発揮することができる設計とすることを,本工事計画により示す。	
第68条	水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないことから,適用条文とならない。	
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第70条	工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第71条	重大事故等の収束に必要となる 水の供給設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第72条	電源設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、電源設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第73条	計装設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、計装設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第74条	運転員が原子炉制御室にとどま るための設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないことから,適用条文とならない。	
第75条	監視測定設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、監視測定設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第76条	緊急時対策所	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、緊急時対策所に該当しないことから、適用条文とならない。	
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は,通信連絡を行うために必要な設備に該当しないことから,適用条文とならない。	
第78条	進用 	×	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、ガスタービン、内燃機関又は電気設備に該当しないことから、適用条文とならない。	

		耐圧強化	とベント系	×:対象がW未又	
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由	
第4条	設計基準対象施設の地盤	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第5条	地震による損傷の防止	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第6条	津波による損傷の防止	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第8条	立入りの防止	0	×	耐圧強化ベント系主配管は、重大事故等対処施設に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、設置場所の変更を行うものではなく、立入りの防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。	
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	0	×	耐圧強化ベント系主配管は、重大事故等対処施設に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、設置場所の変更を行うものではなく、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。	
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから、適用条文とはならない。	
第11条	火災による損傷の防止	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第13条	安全避難通路等	0	×	耐圧強化ベント系主配管は、重大事故等対処施設に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、設置場所の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。	
第14条	安全設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は,安全設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第15条	設計基準対象施設の機能	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第17条	材料及び構造	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	

				×:対象外の条文		
		耐圧強化	とベント系			
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由		
第19条	流体振動等による損傷防止	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、一次冷却系統に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第20条	安全弁等	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第21条	耐圧試験等	×	×	耐圧強化ベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。		
第22条	監視試験片	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第23条	炉心等	×	×	耐圧強化ベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないごとから,適用条文とはならない。		
第24条	熱遮蔽材	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第25条	一次冷却材	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×	×	耐圧強化ベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないごとから,適用条文とはならない。		
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの 隔離装置等	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第29条	一次冷却材処理装置	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第30条	逆止め弁	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第31条	蒸気タービン	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第32条	非常用炉心冷却設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第33条	循環設備等	×	×	耐圧強化ベント系主配管は,設計基準対象施設に該当しないことから,適用条文とはならない。		

		耐圧強化	ヒベント系			
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由		
第34条	計測装置	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第35条	安全保護装置	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第36条	反応度制御系統及び原子炉停 止系統	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第37条	制御材駆動装置	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第38条	原子炉制御室等	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、原子炉制御室等に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第39条	廃棄物処理設備等	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第42条	生体遮蔽等	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第43条	換気設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第44条	原子炉格納施設	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第45条	保安電源設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第46条	緊急時対策所	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第47条	警報装置等	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		
第48条	準用 	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。		

		耐圧強化	ヒベント系		
	技術基準条文	適用条文	適合性確認条文	理由	
第49条	重大事故等対処施設の地盤	0	×	耐圧強化ベント系主配管は、重大事故等対処施設に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、設置場所の変更を行うものではなく、重大事故等対処施設の地盤に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。	
第50条	地震による損傷の防止	0	0	耐圧強化ベント系主配管は、重大事故等対処施設に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、基準地震動等に対してその安全性が損なわれるおそれがないことを本工事計画により示す。	
第51条	津波による損傷の防止	0	×	耐圧強化ベント系主配管は、重大事故等対処施設に該当し、防護対象設備に該当するものの、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、 設置場所の変更や津波防護施設等の変更を行うものではなく、津波による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。	
第52条	火災による損傷の防止損傷の防 止	0	×	耐圧強化ベント系主配管は、重大事故等対処施設に該当し、防護対象設備に該当するものの、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであり、 設置場所や火災防護設備等の変更を行うものではなく、火災による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、適合性確認条文とはならない。	
第53条	特定重大事故等対処施設	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、特定重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とならない。	
第54条	重大事故等対処設備	0	0	耐圧強化ベント系主配管は,重大事故等対処施設に該当し,既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであることから,重大事故等対処施設としての機能を発揮することができる設計とすることを,本工事計画により示す。	
第55条	材料及び構造	0	0	耐圧強化ベント系主配管は、重大事故等クラス2機器に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであることから、第55条に規定する構造 強度を満足することを、本工事計画により示す。	
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	0	×	耐圧強化ベント系主配管は,重大事故等クラス2機器に該当し,適用条文となるものの,本条文は使用中の運用要求であり,設計段階において確認する条文ではないことから,適合性確認条文とはならない。	
第57条	安全弁等	×	×	耐圧強化ベント系主配管は,安全弁等に該当しないことから,適用条文とはならない。	
第58条	耐圧試験等	0	×	耐圧強化ベント系主配管は、重大事故等クラス2機器に該当し、適用条文となるものの、本条文は使用前事業者検査段階での要求であり、設計段階において確認する条文ではないことから、適合性確認条文とはならない。	
	緊急停止失敗時に発電用原子 炉を未臨界にするための設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は,緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないことから,適用条文とならない。	
第60条	原子炉冷却材圧カバウンダリ高 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第61条	原子炉冷却材圧カバウンダリを 減圧するための設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は,原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に該当しないことから,適用条文とならない。	
第62条	原子炉冷却材圧カバウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備	0	0	耐圧強化ベント系主配管は、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当し、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外ティーを採用するものであることから、その求められる機能を発揮することができる設計とすることを、本工事計画により示す。	

		耐圧強化	ヒベント系	へ・対象/70未入	
	技術基準条文		適合性確認条文	理由	
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は,原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に該当しないことから,適用条文とならない。	
第67条	水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第68条	水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第70条	工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は,工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないことから,適用条文とならない。	
第71条	重大事故等の収束に必要となる 水の供給設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は,重大事故等の収束に必要となる水の供給設備に該当しないことから,適用条文とならない。	
第72条	電源設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、電源設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第73条	計装設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、計装設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第74条	運転員が原子炉制御室にとどま るための設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は,運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないことから,適用条文とならない。	
第75条	監視測定設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、監視測定設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第76条	緊急時対策所	×	×	耐圧強化ベント系主配管は,緊急時対策所に該当しないことから,適用条文とならない。	
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、通信連絡を行うために必要な設備に該当しないことから、適用条文とならない。	
第78条	準用	×	×	耐圧強化ベント系主配管は、ガスタービン、内燃機関又は電気設備に該当しないことから、適用条文とならない。	

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類

及び本申請における添付の要否の検討結果 (原子炉格納容器調気系 主配管)

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ · ×)	理由
	別表第二 添付書類		
各新	管電用原子炉施設に共通		
1	送電関係一覧図	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
			の記載の変更により,送電関係一覧図に
			変更はないため不要。
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う	×	女川原子力発電所において, 急傾斜地崩
	制限工事に係る場合は、当該区域内の急		壊危険区域に指定された箇所はないた
	傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防		め不要。
	止に関する法律第二条第一項に規定す		
	るものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止		
	措置に関する説明書		
3	工場又は事業所の概要を明示した地形	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	図		の記載の変更により,工場又は事業所の
			概要を明示した地形図に変更はないた
			め不要。
4	主要設備の配置の状況を明示した平面	×	主要設備の配置の状況を明示した平面
	図及び断面図		図及び断面図において,主配管は明示し
			ていないため不要。
5	単線結線図(接地線(計器用変成器を除	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	く。)については電線の種類,太さ及び接		の記載の変更により,単線結線図に変更
	地の種類も併せて記載すること。)		はないため不要。
6	新技術の内容を十分に説明した書類	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
			の記載の変更により,新技術の採用等は
			実施していないため不要。
7	発電用原子炉施設の熱精算図	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
			の記載の変更により,発電用原子炉施設
			の熱精算図に変更はないため不要。
8	熱出力計算書	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
			の記載の変更により,熱出力計算書に変
			更はないため不要。
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性	0	工事計画認可申請書の工事計画の内容
	に関する説明書		が、令和2年2月26日付け原規規発第
			2002261号で許可された設置変更許可申
			請書との整合性を確認する必要がある

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
			ことから添付する。 <mark>なお、今回の申請に</mark>
			伴う基本設計方針の変更はないことか
			ら,令和4年9月28日付け原規規発第
			2209283号にて認可された設計及び工事
			の計画から変更はない。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	に関する説明書		の記載の変更により,排気中及び排水中
			の放射性物質の濃度に変更はないため
			不要。
11	人が常時勤務し,又は頻繁に出入する工	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	場又は事業所内の場所における線量に		の記載の変更により,人が常時勤務し又
	関する説明書		は頻繁に出入する工場又は事業所内の
			場所における線量に変更はないため不
			要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	損傷の防止に関する説明書		の記載の変更により,自然現象等による
			損傷の防止に変更はないため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがあ	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	る管理区域(第二条第二項第四号に規定		の記載の変更により,放射性物質により
	する管理区域のうち、その場所における		汚染するおそれがある管理区域並びに
	外部放射線に係る線量のみが同号の規		その地下に施設する排水路並びに当該
	定に基づき告示する線量を超えるおそ		排水路に施設する排水監視設備及び放
	れがある場所を除いた場所をいう。)並		射性物質を含む排水を安全に処理する
	びにその地下に施設する排水路並びに		設備の配置に変更はないため不要。
	当該排水路に施設する排水監視設備及		
	び放射性物質を含む排水を安全に処理		
	する設備の配置の概要を明示した図面		
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
			の記載の変更により,取水口及び放水口
			に変更はないため不要。
15	設備別記載事項のうち,容量又は注入速	0	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	度,最高使用圧力,最高使用温度,個数,		の記載の変更により,設定根拠に関する
	再結合効率,加熱面積,伝熱面積,揚程又		説明書にて説明が必要な設備別記載事
	は吐出圧力,原動機の出力,外径,閉止時		項に変更があるため添付する。
	間,漏えい率,制限流量,落下速度,駆動		
	速度及び挿入時間,効率,吹出圧力,慣性		

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
	定数,回転速度半減時間,慣性モーメン		
	 ト, 設定破裂圧力並びに設計温度の設定		
	根拠に関する説明書		
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に	X	原子炉格納容器調気系 主配管 <mark>は,</mark> 環境
	係るものを除く。)の構造図及び取付箇		測定装置(放射線管理用計測装置に係る
	所を明示した図面		ものを除く。) <mark>に該当する設備では</mark> ない
			 ため不要。
17	クラス 1 機器(技術基準規則第二条第二	×	原子炉格納容器調気系主配管は,クラス
	項第三十三号口に規定するクラス 1 機		1機器及び炉心支持構造物に該当する
	器をいう。)及び炉心支持構造物の応力		設備ではないため不要。
	腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1		
	機器にあっては,支持構造物を含めて記		
	載すること。)		
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第	0	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	九号に規定する安全設備をいう。)及び		の記載の変更により,使用される条件の
	重大事故等対処設備(設置許可基準規則		下における健全性に対して影響を与え
	第二条第二項第十四号に規定する重大		るものでないが,安全設備および重大事
	事故等対処設備をいう。)が使用される		故等対処設備に該当することから添付
	条件の下における健全性に関する説明		する。なお、今回の申請に伴う本添付書
	書		類に係る設計条件の変更はないことか
			ら,令和3年12月23日付け原規規発第
			2112231号にて認可された設計及び工事
			の計画から変更はない。
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表
	説明書		の記載の変更により,火災防護に関する
			設計に変更はないため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	説明書		の記載の変更により, 溢水防護に関する
			設計に変更はないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン,ポン	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防		の記載の変更により, 蒸気タービン、ポ
	護に関する説明書		ンプ等の破壊に伴う飛散物による損傷
			防護に変更はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	箇所を明示した図面		の記載の変更により,通信連絡設備に変
			更はないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	避難通路を明示した図面		の記載の変更により,安全避難通路に変
			更はないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	所を明示した図面		の記載の変更により,非常用照明に変更
			はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
原一	子炉格納施設		
1	原子炉格納施設に係る機器の配置を明	0	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	示した図面及び系統図	-	の記載の変更により,機器の配置を明示
			した図面を変更する必要があることか
			ら添付する。
2	 耐震性に関する説明書 (支持構造物を含	0	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	めて記載すること。)		の記載の変更により,配管仕様が変更と
			なることから, 耐震重要度クラスに応じ
			た地震力に耐えられる設計であること
			を評価するため添付する。なお、今回の
			申請に伴う本添付書類に係る設計条件
			の変更 (既設配管の一部厚肉化及び JIS
			規格外ティーの採用は考慮済み) はない
			ことから, 令和3年12月23日付け原規
			規発第 2112231 号にて認可された設計
			及び工事の計画から変更はない。
3	強度に関する説明書(支持構造物を含め	0	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表
	 て記載すること。)		の記載の変更により,配管仕様が変更と
			なることから構造強度への影響を確認
			する必要があるため添付する。
4	構造図	X	構造図において主配管は明示していな
			いため不要。
5	原子炉格納施設の設計条件に関する説	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	明書(原子炉格納容器本体の脆性破壊防		の記載の変更により,原子炉格納施設の
	止に関する説明を併せて記載するこ		設計条件に変更はないため不要。
	と。)		
6	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	関する説明書		の記載の変更により,水素濃度低減性能
			に変更はないため不要。
7	原子炉格納施設の基礎に関する説明書	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	及びその基礎の状況を明示した図面		の記載の変更により,原子炉格納施設の
			基礎に変更はないため不要。
8	圧力低減設備その他の安全設備のポン	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	プの有効吸込水頭に関する説明書		の記載の変更により,圧力低減設備その
			他の安全設備のポンプの有効吸込水頭
			に変更はないため不要。
	•		

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
9	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バ	×	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	ネ式のものに限る。)		の記載の変更により,安全弁及び逃がし
			弁の吹出量計算に変更はないため不要。
10	設計及び工事に係る品質マネジメント	0	原子炉格納容器調気系 主配管の <mark>要目表</mark>
	システムに関する説明書		の記載の変更により,設計及び工事に係
			る品質管理の方法等を評価する必要が
			あるため、説明書を添付する。

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類

及び本申請における添付の要否の検討結果(原子炉格納容器フィルタベント系 主配管)

実用発電用原子炉の設置,		添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
各発	電用原子炉施設に共通		
1	送電関係一覧図	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
			管の要目表の記載の変更により,送電関
			係一覧図に変更はないため不要。
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う	×	女川原子力発電所において, 急傾斜地崩
	制限工事に係る場合は、当該区域内の急		壊危険区域に指定された箇所はないた
	傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防		め不要。
	止に関する法律第二条第一項に規定す		
	るものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止		
	措置に関する説明書		
3	工場又は事業所の概要を明示した地形	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	図		管の要目表の記載の変更により,工場又
			は事業所の概要を明示した地形図に変
			更はないため不要。
4	主要設備の配置の状況を明示した平面	×	主要設備の配置の状況を明示した平面
	図及び断面図		図及び断面図において, 主配管は明示し
			ていないため不要。
5	単線結線図(接地線(計器用変成器を除	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	く。)については電線の種類,太さ及び接		管の要目表の記載の変更により, 単線結
	地の種類も併せて記載すること。)		線図に変更はないため不要。
6	新技術の内容を十分に説明した書類	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主
			配管の要目表の記載の変更により, 新技
			術の採用等は実施していないため不要。
7	発電用原子炉施設の熱精算図	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主
			配管の要目表の記載の変更により,発電
			用原子炉施設の熱精算図に変更はない
			ため不要。
8	熱出力計算書	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
			管の要目表の記載の変更により,熱出力
			計算書に変更はないため不要。
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性	0	工事計画認可申請書の工事計画の内容
	に関する説明書		が,令和2年2月26日付け原規規発第
			2002261号で許可された設置変更許可申

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
			請書との整合性を確認する必要がある
			ことから添付する。なお、今回の申請に
			伴う基本設計方針の変更はないことか
			ら,令和4年9月28日付け原規規発第
			2209283号にて認可された設計及び工事
			の計画から変更はない。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	に関する説明書		管の要目表の記載の変更により, 排気中
			及び排水中の放射性物質の濃度に変更
			はないため不要。
11	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	場又は事業所内の場所における線量に		管の要目表の記載の変更により,人が常
	関する説明書		時勤務し又は頻繁に出入する工場又は
			事業所内の場所における線量に変更は
			ないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	損傷の防止に関する説明書		管の要目表の記載の変更により,自然現
			象等による損傷の防止に変更はないた
			め不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがあ	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	る管理区域(第二条第二項第四号に規定		管の要目表の記載の変更により,放射性
	する管理区域のうち、その場所における		物質により汚染するおそれがある管理
	外部放射線に係る線量のみが同号の規		区域並びにその地下に施設する排水路
	定に基づき告示する線量を超えるおそ		並びに当該排水路に施設する排水監視
	れがある場所を除いた場所をいう。)並		設備及び放射性物質を含む排水を安全
	びにその地下に施設する排水路並びに		に処理する設備の配置に変更はないた
	当該排水路に施設する排水監視設備及		め不要。
	び放射性物質を含む排水を安全に処理		
	する設備の配置の概要を明示した図面		
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
			管の要目表の記載の変更により,取水口
			及び放水口に変更はないため不要。
15	設備別記載事項のうち,容量又は注入速	0	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	度,最高使用圧力,最高使用温度,個数,		管の要目表の記載の変更により,設定根
	再結合効率,加熱面積,伝熱面積,揚程又		拠に関する説明書にて説明が必要な設
	は吐出圧力,原動機の出力,外径,閉止時		備別記載事項に変更があるため添付す

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○・×)	理由
	別表第二 添付書類		
	間,漏えい率,制限流量,落下速度,駆動		る。
	 速度及び挿入時間, 効率, 吹出圧力, 慣性		
	 定数, 回転速度半減時間, 慣性モーメン		
	 ト, 設定破裂圧力並びに設計温度の設定		
	根拠に関する説明書		
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に	X	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	係るものを除く。)の構造図及び取付箇		管の要目表の記載の変更により, 環境測
	所を明示した図面		定装置(放射線管理用計測装置に係るも
			のを除く。) に該当する設備ではないた
			め不要。
17	クラス 1 機器(技術基準規則第二条第二	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	項第三十三号口に規定するクラス 1 機		管は,クラス1機器及び炉心支持構造物
	器をいう。)及び炉心支持構造物の応力		に該当する設備ではないため不要。
	腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1		
	機器にあっては、支持構造物を含めて記		
	載すること。)		
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第	0	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	九号に規定する安全設備をいう。)及び		管の要目表の記載の変更により,使用さ
	重大事故等対処設備(設置許可基準規則		れる条件の下における健全性に対して
	第二条第二項第十四号に規定する重大		影響を与えるものでないが,安全設備お
	事故等対処設備をいう。)が使用される		よび重大事故等対処設備に該当するこ
	条件の下における健全性に関する説明		とから添付する。なお、今回の申請に伴
	書		う本添付書類に係る設計条件の変更は
			ないことから, 令和3年12月23日付け
			原規規発第 2112231 号にて認可された
			設計及び工事の計画から変更はない。
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	説明書		管の要目表の記載の変更により, 火災防
			護に関する設計に変更はないため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	説明書		管の要目表の記載の変更により,溢水防
			護に関する設計に変更はないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン,ポン	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防		管の要目表の記載の変更により,蒸気タ
	護に関する説明書		ービン、ポンプ等の破壊に伴う飛散物に
			よる損傷防護に変更はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	箇所を明示した図面		管の要目表の記載の変更により,通信連
			絡設備に変更はないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	避難通路を明示した図面		管の要目表の記載の変更により,安全避
			難通路に変更はないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	所を明示した図面		管の要目表の記載の変更により,非常用
			照明に変更はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
原	子炉冷却系統施設		
1	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置	0	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	- を明示した図面及び系統図		管の要目表の記載の変更により,機器の
			配置を明示した図面を変更する必要が
			あることから添付する。
2	蒸気タービンの給水処理系統図	X	原子炉格納容器フィルタベント系主配
			管は蒸気タービンの給水処理系統に該
			当しないため不要。
3	耐震性に関する説明書(支持構造物を含	0	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	めて記載すること。)		管の要目表の記載の変更により,配管仕
			様が変更となることから, 耐震重要度ク
			ラスに応じた地震力に耐えられる設計
			であることを評価するため添付する。な
			お, 今回の申請に伴う本添付書類に係る
			設計条件の変更(既設配管の一部厚肉化
			及び JIS 規格外ティーの採用は考慮済
			み) はないことから, 令和3年12月23
			日付け原規規発第 2112231 号にて認可
			された設計及び工事の計画から変更は
			たい。
4	強度に関する説明書(支持構造物を含め	0	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	て記載すること。)		管の要目表の記載の変更により,配管仕
			様が変更となることから構造強度への
			影響を確認する必要があるため添付す
			る。
5	構造図	X	構造図において主配管は明示していな
			いため不要。
6	原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配
	一次冷却材の漏えいを監視する装置の		管は,原子炉格納容器内の原子炉冷却材
	構成に関する説明書、検出器の取付箇所		又は一次冷却材の漏えいを監視する装
	を明示した図面並びに計測範囲及び警		置に該当しないため不要。
	報動作範囲に関する説明書		
7	蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	関する説明書及びその基礎の状況を明		管は,蒸気タービンの基礎に該当しない
	示した図面		ため不要。
8	流体振動又は温度変動による損傷の防	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
	止に関する説明書		管は,流体振動評価が必要な配管内円柱
			状構造物および高サイクル熱疲労の評
			価対象に該当しないため不要。
9	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	設備のポンプの有効吸込水頭に関する		管は,非常用炉心冷却設備その他原子炉
	説明書		注水設備のポンプに該当しないため不
			要。
10	蒸気タービンの制御方法に関する説明	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	書		管は,蒸気タービンに該当しないため不
			要。
11	蒸気タービンの振動管理に関する説明	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	書		管は,蒸気タービンに該当しないため不
			要。
12	蒸気タービンの冷却水の種類及び冷却	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	水として海水を使用しない場合は、可能		管は,蒸気タービンに該当しないため不
	取水量を記載した書類		要。
13	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バ	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	ネ式のものに限る。)		管は,安全弁及び逃がし弁に該当しない
			ため不要。
14	設計及び工事に係る品質マネジメント	0	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	システムに関する説明書		管の要目表の記載の変更により,設計及
			び工事に係る品質管理の方法等を評価
			する必要があるため, 説明書を添付す
			る。なお、今回の申請に伴う設計及び工
			事に係る品質マネジメントシステムの
			変更はないことから, 令和4年9月28
			日付け原規規発第 2209283 号にて認可
			された設計及び工事の計画から変更は
			ない。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
原	子炉格納施設		
1	原子炉格納施設に係る機器の配置を明	0	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	 示した図面及び系統図		管の要目表の記載の変更により,機器の
			配置を明示した図面を変更する必要が
			あることから添付する。
2	耐震性に関する説明書(支持構造物を含	0	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	めて記載すること。)		管の要目表の記載の変更により,配管仕
			様が変更となることから,耐震重要度ク
			ラスに応じた地震力に耐えられる設計
			であることを評価するため添付する。な
			お,今回の申請に伴う本添付書類に係る
			設計条件の変更(既設配管の一部厚肉化
			及び JIS 規格外ティーの採用は考慮済
			み) はないことから, 令和3年12月23
			日付け原規規発第 2112231 号にて認可
			された設計及び工事の計画から変更は
			ない。
3	強度に関する説明書(支持構造物を含め	0	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	て記載すること。)		管の要目表の記載の変更により,配管仕
			様が変更となることから構造強度への
			影響を確認する必要があるため添付す
			る。
4	構造図	×	構造図において主配管は明示していな
			いため不要。
5	原子炉格納施設の設計条件に関する説	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	明書(原子炉格納容器本体の脆性破壊防		管の要目表の記載の変更により,原子炉
	止に関する説明を併せて記載するこ		格納施設の設計条件に変更はないため
	と。)		不要。
6	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に	0	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	関する説明書		管の要目表の記載の変更により,原子炉
			格納施設の水素濃度低減性能を評価す
			る必要があるため、説明書を添付する。
			なお,今回の申請に伴う本添付書類に係
			る設計条件の変更はないことから,令和
			3年12月23日付け原規規発第2112231
			号にて認可された設計及び工事の計画

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
			から変更はない。
7	原子炉格納施設の基礎に関する説明書	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	及びその基礎の状況を明示した図面		管の要目表の記載の変更により,原子炉
			格納施設の基礎に変更はないため不要。
8	圧力低減設備その他の安全設備のポン	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	プの有効吸込水頭に関する説明書		管の要目表の記載の変更により,圧力低
			減設備その他の安全設備のポンプの有
			効吸込水頭に変更はないため不要。
9	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書 (バ	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	ネ式のものに限る。)		管の要目表の記載の変更により,安全弁
			及び逃がし弁の吹出量計算に変更はな
			いため不要。
10	設計及び工事に係る品質マネジメント	0	原子炉格納容器フィルタベント系 主配
	システムに関する説明書		管の要目表の記載の変更により,設計及
			び工事に係る品質管理の方法等を評価
			する必要があるため,説明書を添付す
			る。なお、今回の申請に伴う設計及び工
			事に係る品質マネジメントシステムの
			変更はないことから,令和4年9月28
			日付け原規規発第 2209283 号にて認可
			された設計及び工事の計画から変更は
			ない。

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類

及び本申請における添付の要否の検討結果(耐圧強化ベント系 主配管)

実用発電用原子炉の設置,		添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ · ×)	理由
	別表第二 添付書類		
各発	管電用原子炉施設に共通		
1	送電関係一覧図	X	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
			載の変更により,送電関係一覧図に変更
			はないため不要。
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う	×	女川原子力発電所において, 急傾斜地崩
	制限工事に係る場合は、当該区域内の急		壊危険区域に指定された箇所はないた
	傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防		め不要。
	止に関する法律第二条第一項に規定す		
	るものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止		
	措置に関する説明書		
3	工場又は事業所の概要を明示した地形	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	図		載の変更により,工場又は事業所の概要
			を明示した地形図に変更はないため不
			要。
4	主要設備の配置の状況を明示した平面	×	主要設備の配置の状況を明示した平面
	図及び断面図		図及び断面図において, 主配管は明示し
			ていないため不要。
5	単線結線図(接地線(計器用変成器を除	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	く。)については電線の種類,太さ及び接		載の変更により,単線結線図に変更はな
	地の種類も併せて記載すること。)		いため不要。
6	新技術の内容を十分に説明した書類	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
			載の変更により、新技術の採用等は実施
			していないため不要。
7	発電用原子炉施設の熱精算図	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
			載の変更により,発電用原子炉施設の熱
			精算図に変更はないため不要。
8	熱出力計算書	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
			載の変更により、熱出力計算書に変更は
			ないため不要。
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性	0	工事計画認可申請書の工事計画の内容
	に関する説明書		が、令和2年2月26日付け原規規発第
			2002261号で許可された設置変更許可申
			請書との整合性を確認する必要がある

実用発電用原子炉の設置,		添付の要否	
運転等に関する規則		(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
			ことから添付する。なお、今回の申請に
			伴う基本設計方針の変更はないことか
			ら,令和4年9月28日付け原規規発第
			2209283号にて認可された設計及び工事
			の計画から変更はない。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度	X	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	に関する説明書		載の変更により, 排気中及び排水中の放
			射性物質の濃度に変更はないため不要。
11	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	場又は事業所内の場所における線量に		載の変更により、人が常時勤務し又は頻
	関する説明書		繁に出入する工場又は事業所内の場所
			における線量に変更はないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	損傷の防止に関する説明書		載の変更により,自然現象等による損傷
			の防止に変更はないため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがあ	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	る管理区域(第二条第二項第四号に規定		載の変更により,放射性物質により汚染
	する管理区域のうち、その場所における		するおそれがある管理区域並びにその
	外部放射線に係る線量のみが同号の規		地下に施設する排水路並びに当該排水
	定に基づき告示する線量を超えるおそ		路に施設する排水監視設備及び放射性
	れがある場所を除いた場所をいう。)並		物質を含む排水を安全に処理する設備
	びにその地下に施設する排水路並びに		の配置に変更はないため不要。
	当該排水路に施設する排水監視設備及		
	び放射性物質を含む排水を安全に処理		
	する設備の配置の概要を明示した図面		
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
			載の変更により,取水口及び放水口に変
			更はないため不要。
15	設備別記載事項のうち,容量又は注入速	0	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	度,最高使用圧力,最高使用温度,個数,		載の変更により,設定根拠に関する説明
	再結合効率,加熱面積,伝熱面積,揚程又		書にて説明が必要な設備別記載事項に
	は吐出圧力,原動機の出力,外径,閉止時		変更があるため添付する。
	間,漏えい率,制限流量,落下速度,駆動		
	速度及び挿入時間, 効率, 吹出圧力, 慣性		
	定数,回転速度半減時間,慣性モーメン		
	ト,設定破裂圧力並びに設計温度の設定		

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
	根拠に関する説明書		
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に	X	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	 係るものを除く。)の構造図及び取付箇		載の変更により、環境測定装置(放射線
	 所を明示した図面		管理用計測装置に係るものを除く。)に
			該当する設備ではないため不要。
17	クラス 1 機器(技術基準規則第二条第二	X	耐圧強化ベント系 主配管は,クラス1
	項第三十三号口に規定するクラス 1 機		機器及び炉心支持構造物に該当する設
	器をいう。)及び炉心支持構造物の応力		備ではないため不要。
	腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1		
	機器にあっては,支持構造物を含めて記		
	載すること。)		
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第	0	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	九号に規定する安全設備をいう。)及び		載の変更により、使用される条件の下に
	重大事故等対処設備(設置許可基準規則		おける健全性に対して影響を与えるも
	第二条第二項第十四号に規定する重大		のでないが,安全設備および重大事故等
	事故等対処設備をいう。)が使用される		対処設備に該当することから添付する。
	条件の下における健全性に関する説明		なお,今回の申請に伴う本添付書類に係
	書		る設計条件の変更はないことから,令和
			3年12月23日付け原規規発第2112231
			号にて認可された設計及び工事の計画
			から変更はない。
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	説明書		載の変更により、火災防護に関する設計
			に変更はないため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	説明書		載の変更により、溢水防護に関する設計
			に変更はないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン,ポン	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防		載の変更により、蒸気タービン、ポンプ
	護に関する説明書		等の破壊に伴う飛散物による損傷防護
			に変更はないため不要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	箇所を明示した図面		載の変更により,通信連絡設備に変更は
			ないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
23	安全避難通路に関する説明書及び安全	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	避難通路を明示した図面		載の変更により,安全避難通路に変更は
			ないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	所を明示した図面		載の変更により,非常用照明に変更はな
			いため不要。

	 実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • X)	理由
	別表第二派付書類		在四
百-			
1	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置	0	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
1			
	を明示した図面及び系統図 		載の変更により、機器の配置を明示した
			図面を変更する必要があることから添
	## Fa)		付する。
2	蒸気タービンの給水処理系統図	×	耐圧強化ベント系主配管は蒸気タービ
			ンの給水処理系統に該当しないため不
			要。
3	耐震性に関する説明書(支持構造物を含	\circ	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	めて記載すること。)		載の変更により,配管仕様が変更となる
			ことから,耐震重要度クラスに応じた地
			震力に耐えられる設計であることを評
			価するため添付する。なお、今回の申請
			に伴う本添付書類に係る設計条件の変
			更 (既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格
			外ティーの採用は考慮済み) はないこと
			から, 令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発
			第 2112231 号にて認可された設計及び
			工事の計画から変更はない。
4	強度に関する説明書(支持構造物を含め	0	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	て記載すること。)		載の変更により,配管仕様が変更となる
			ことから構造強度への影響を確認する
			必要があるため添付する。
5	構造図	X	構造図において主配管は明示していな
			いため不要。
6	原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は	×	耐圧強化ベント系 主配管は,原子炉格
	一次冷却材の漏えいを監視する装置の		納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却
	構成に関する説明書、検出器の取付箇所		材の漏えいを監視する装置に該当しな
	を明示した図面並びに計測範囲及び警		いため不要。
	報動作範囲に関する説明書		
7	蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に	×	耐圧強化ベント系 主配管は、蒸気ター
	関する説明書及びその基礎の状況を明		ビンの基礎に該当しないため不要。
	示した図面		
8	流体振動又は温度変動による損傷の防	×	耐圧強化ベント系 主配管は、流体振動
	止に関する説明書		評価が必要な配管内円柱状構造物およ
			び高サイクル熱疲労の評価対象に該当
		l .	2000 200 200 200 200 200 200 200 200 20

実用発電用原子炉の設置,		添付の要否	
運転等に関する規則		$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
別表第二 添付書類			
			しないため不要。
9	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水	×	耐圧強化ベント系 主配管は,非常用炉
	設備のポンプの有効吸込水頭に関する		心冷却設備その他原子炉注水設備のポ
	説明書		ンプに該当しないため不要。
10	蒸気タービンの制御方法に関する説明	×	耐圧強化ベント系 主配管は、蒸気ター
	書		ビンに該当しないため不要。
11	蒸気タービンの振動管理に関する説明	×	耐圧強化ベント系 主配管は、蒸気ター
	書		ビンに該当しないため不要。
12	蒸気タービンの冷却水の種類及び冷却	×	耐圧強化ベント系 主配管は,蒸気ター
	水として海水を使用しない場合は、可能		ビンに該当しないため不要。
	取水量を記載した書類		
13	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バ	×	耐圧強化ベント系 主配管は,安全弁及
	ネ式のものに限る。)		び逃がし弁に該当しないため不要。
14	設計及び工事に係る品質マネジメント	0	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記
	システムに関する説明書		載の変更により,設計及び工事に係る品
			質管理の方法等を評価する必要がある
			ため、説明書を添付する。なお、今回の
			申請に伴う設計及び工事に係る品質マ
			ネジメントシステムの変更はないこと
			から、令和4年9月28日付け原規規発
			第 2209283 号にて認可された設計及び
			工事の計画から変更はない。